

## マイナンバーカードが健康保険証として利用可能に

マイナンバーカードが、健康保険証として利用できるようになりました。

### マイナンバーカード

#### 健康保険証利用のメリット

保険が変わってもずっと使える！

就職・転職や引っ越しをすると、保険証の切り替えが必要でした。マイナンバーカードなら、新しい保険者で手続きが済んでいれば、健康保険証の発行を待たず受診できます。

手続きなしで限度額以上の支払いが不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度の限度額以上の支払いが免除されます。

健康管理や医療の質が向上！

3月からマイナポータルで自分の特定健診情報を確認できるようになりました。

10月からは、薬剤情報も確認できます。

資格確認がスピーディーに！

医療機関窓口のカードリーダーに、マイナンバーカードをかざすだけで、速やかに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局での事務処理の効率化が期待できます。

事務コストの削減！

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者の事務処理のコスト削減に繋がります。

医療費控除も便利に！

10月からは、医療費の領収書を管理しなくとも、マイナポータルから自分の医療費情報を確認できるようになります。

さらに、令和3年分所得税の確定申告からは、マイナポータルを通じて医療費控除の自動入力が可能になります。

### 利用するには

#### ①マイナンバーカードを準備

マイナンバーカードをお持ちでない場合は、まずカードを申請しましょう。

#### ②カードを読み取る

次の方法でカードを読み取り、マイナポータルにアクセスしてください。

#### ■スマートフォン

マイナポータルアプリをインストール



iPhone

Android

#### ■パソコンとカードリーダー

パソコンにカードリーダーを接続

#### ■どちらもお持ちでない方

市民課に設置してある端末を利用

#### ③健康保険証利用を申し込む

マイナポータルトップページの「健康保険証利用の申込」をクリックし、「利用を申し込む」からお申し込みください。

### よくある相談事例

Q どここの病院で使えますか？

A 利用できる医療機関や薬局は、厚生労働省のホームページに一覧が掲載されています。また、該当の医療機関や薬局にはポスター等を掲示しています。



目印のステッカー

URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

Q マイナンバーを見られるのが不安です。

A 医療機関や薬局の職員がマイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られても、他人があなたのマイナンバーを使って手続きすることはできません。

Q マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫ですか？

A 健康保険証として使えるようになっても、受診歴や薬剤情報など、プライバシーに関わる情報がカードのICチップに記憶されることはありません。

紛失したときは、フリーダイヤル(☎ 0120(95)0178)でカードの一時停止を24時間、受け付けています。

■問い合わせ先 市民課 ☎(32)8896

## 育児ママ・パパリフレッシュ利用券 利用できる施設が増えました

育児ママ・パパリフレッシュ利用券は、乳幼児を在宅で養育する保護者の方が、お子さまを一時的に保育園等に預けられる事業です(申込方法などは、広報しもつけ3月号の27ページ参照)。

4月から、利用できる施設が増えました。

### ■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

### ■新しく利用できるようになった施設

施設名	所在地	電話番号
グリム保育園	下長田 69	(52)1127
薬師寺保育園	薬師寺 2362-5	(48)0063
野ばら幼稚園	中大領 386-1	(53)5508